

児童でないことの確認方法・届出書「児童でないことの確認方法」記載例

児童でないことの確認を済ませていない異性交際希望者に、インターネット異性紹介事業サイトを利用させた場合、行政処分の対象となります。

利用させる前に、本法施行規則第 5 条（児童でないことの確認方法）に定められたいずれかの方法を必ず実施し、年齢確認を行ってください。

届出書の項目のうち「児童でないことの確認方法」は、記載例にならって記載してください。

○児童でないことの確認方法・届出書「児童でないことの確認方法」記載例

児童でないことの確認方法			届出書「児童でないことの確認方法」記載例
ア	異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受ける方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 1 号)		異性交際希望者の運転免許証、その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面の発行者又は発給者の名称にかかる部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受け、児童でないことを確認する。
イ	マイナンバーカードを利用して異性交際希望者から生年月日に関する情報の送信を受けることにより確認する方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号)	(7)	署名用電子証明書による方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 2 号)
		(4)	署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受け、児童でないことを確認する。
		(7)	利用者証明用電子証明書及び券面事項入力補助アプリケーションの併用による方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 3 号)
ウ	クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受ける方法（注記 1） (施行規則第 5 条第 1 項第 5 号)		署名券面情報のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受け、児童でないことを確認する。
エ	クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を得て、児童でないことを確認する。		あらかじめ、ア、イ又はウのようにして児童でないことの確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付与し、利用の際に当該識別符号を送信させる方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 6 号)
オ	あらかじめ、児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（ID やパスワード等により、個人を識別できる符号）を付し、以降のログイン時にはその送信を受けることで本人と確認する。（注記 3）		事業者が、エのようにして識別符号を付与する業務を他の者に委託している場合において、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認する方法 (施行規則第 5 条第 1 項第 7 号)
カ	識別符号付与業務受託業者に年齢確認業務を委託し、利用者が送信した識別符号を照会して確認する。		異性交際希望者に特定情報（注記 2）を閲覧させたり、書き込みさせたり、送受信させない場合において、自己申告等により異性交際希望者の年齢確認を行う方法 (施行規則第 5 条第 3 項)

（注記 1）「クレジットカードを使用する方法（中略）により料金を支払う旨の同意を受ける」とは、事業者が有料でサービスを提供する場合において、クレジットカードの番号、有効期限等の提供を受け、当該クレジットカードを使用して料金を支払う旨の同意を受けることをいいます。

（注記 2）「特定情報」とは、出会うために指定する日時場所や住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に係る情報をいいます。

（注記 3）エの場合、ア、イ又はウの記載例に加えて、記載する必要があります。